

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039 沿革 (略) <u>令和7年3月6日 一部改正</u></p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039 沿革 (略)</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>（損失等発生のお知らせ）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、<u>別表1に掲げる損失等発生通知書（輸出等・船積後）</u>（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（損失等発生のお知らせ）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、<u>別紙様式第5による中小企業・農林水産業輸出代金保険損失等発生通知書</u>（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>（入金のお知らせ）</p> <p>第9条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、<u>別表1に掲げる入金通知書（輸出等・船積後）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（入金のお知らせ）</p> <p>第9条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、<u>別紙様式第6による中小企業・農林水産業輸出代金保険入金通知書</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>（保険金受取人の指定等のお知らせ）</p> <p>第10条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の</p>	<p>（保険金受取人の指定等のお知らせ）</p> <p>第10条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の</p>	

<p>請求日前)に別紙様式第5による中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業・農林水産業輸出代金保険証券(変更後証券を含む。以下「保険証券」という。)の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>請求日前)に別紙様式第7による中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業・農林水産業輸出代金保険証券(変更後証券を含む。以下「保険証券」という。)の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第11条 保険金請求人は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別表1に掲げる保険金請求期間の猶予期間設定申請書(輸出等)</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第11条 保険金請求人は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別紙様式第8による中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	
<p>(保険金の支払の請求) 第12条 保険金請求人は、約款第21条の規定に基づき<u>別表1に掲げる保険金請求書(輸出等・船積後)</u>に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 2～3 (略)</p>	<p>(保険金の支払の請求) 第12条 保険金請求人は、約款第21条の規定に基づき<u>別紙様式第9による中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求書</u>に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 2～3 (略)</p>	
<p>(決済期限前の請求) 第13条 被保険者は、約款第23条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別表1に掲げる損失発生確認申請書(輸出等)</u>に約款第2条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(決済期限前の請求) 第13条 被保険者は、約款第23条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別紙様式第11による中小企業・農林水産業輸出代金保険損失発生確認申請書</u>に約款第2条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(権利行使等の委任) 第14条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第27条第1項の規定に基づき輸出契約(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別表1に掲げる権利行使等委任状(新制度)又は権利行使等委任状(保険金請求前・新制度)</u>に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本</p>	<p>(権利行使等の委任) 第14条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第27条第1項の規定に基づき輸出契約(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別紙様式第12-1による中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状又は別紙様式第12-2による中小企業・農林水産業輸出代金保険権</u></p>	

<p>店に提出するものとする。</p>	<p><u>利行使等委任状(保険金請求前)</u>に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収協力義務の履行状況の報告) 第15条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別表1に掲げる回収協力義務履行状況報告書(新制度)</u>(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日。)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(回収協力義務の履行状況の報告) 第15条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別紙様式第13による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書</u>(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日。)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(回収金の納付) 第16条 被保険者は、約款第29条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、<u>別表1に掲げる回収金通知書(新制度)</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付) 第16条 被保険者は、約款第29条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、<u>別紙様式第14による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収金通知書</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(回収に要した費用の負担) 第17条 約款第30条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、<u>別表1に掲げる回収費用負担申請書(新制度)</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担) 第17条 約款第30条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、<u>別紙様式第15による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担申請書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(指示書)</p>	<p>(指示書)</p>	

<p>第19条 日本貿易保険は、約款第27条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第21条第1項の規定に基づき 別表1に掲げる権利行使等委任状（新制度）を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>第19条 日本貿易保険は、約款第27条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第21条第1項の規定に基づき 別紙様式第12-1による中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二～三 (略)</p>																														
<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別表1に掲げる回収納付金返還請求書（新制度）に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第16による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>																														
<p>附 則 <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u></p>																															
<p>別表 1</p> <p>別紙様式第1から第4-2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第5 及び保険事故・回収等に係る提出書類の提出先は本店とする。</p>	<p>別表 1</p> <p>別紙様式第1から第4-2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第5 から第16の提出先は本店とする。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>保険申込等に係る提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3-1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数	1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	2-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）	1(1)	2-2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)	3-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3-1</td> <td>中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	2-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）	1(1)	2-2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)	3-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数																													
1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)																													
2-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）	1(1)																													
2-2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)																													
3-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)																													
様式番号	提出書類	提出部数																													
1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)																													
2-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）	1(1)																													
2-2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)																													
3-1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)																													

3 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	3 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
4 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)	4 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)
4 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)	4 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)
<u>5</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1(1)</u>	<u>5</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険損失等発生通知書</u>	<u>1(1)</u>
<u>保険事故・回収等に係る提出書類</u>		<u>提出部数</u>	<u>6</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険入金通知書</u>	<u>1(1)</u>
<u>損失等発生通知書（輸出等・船積後）</u>		<u>1(1)</u>	<u>7</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1(1)</u>
<u>入金通知書（輸出等・船積後）</u>		<u>1(1)</u>	<u>8</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>	<u>1(1)</u>
<u>保険金請求期間の猶予期間設定申請書（輸出等）</u>		<u>1(1)</u>	<u>9</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求書</u>	<u>1(1)</u>
<u>保険金請求書（輸出等・船積後）</u>		<u>1(1)</u>	<u>10</u>	<u>保険金請求経緯書</u>	<u>1(1)</u>
<u>損失発生確認申請書（輸出等）</u>		<u>1(1)</u>	<u>11</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険損失発生確認申請書</u>	<u>1(1)</u>
<u>権利行使等委任状（新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>12 - 1</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状</u>	<u>1(1)</u>
<u>権利行使等委任状（保険金請求前・新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>12 - 2</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状（保険金請求前）</u>	<u>1(1)</u>
<u>回収協力義務履行状況報告書（新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>13</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書</u>	<u>1(1)</u>
<u>回収金通知書（新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>14</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険回収金通知書</u>	<u>1(1)</u>
<u>回収費用負担申請書（新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>15</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担申請書</u>	<u>1(1)</u>
<u>回収納付金返還請求書（新制度）</u>		<u>1(1)</u>	<u>16</u>	<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1(1)</u>
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。		
別表 2（第12条第1項関係）			別表 2（第12条第1項関係）		

約款第2条のてん補危険の場合の提出書類		約款第2条のてん補危険の場合の提出書類	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成
		2. <u>保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>
2. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
3. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第2条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第2条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第2条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第2条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第2条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書	4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第2条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第2条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第2条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第2条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第2条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書

	<p>類</p> <p>(6) 約款第2条第11号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>		<p>類</p> <p>(6) 約款第2条第11号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>
<p><u>4.</u> 輸出契約の成立及び内容を確認できる書類</p>	<p>(1) 輸出契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	<p><u>5.</u> 輸出契約の成立及び内容を確認できる書類</p>	<p>(1) 輸出契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>
<p><u>5.</u> 船積の事実及び内容を確認できる書類</p>	<p>B/L、インボイス等船積書類の写し</p>	<p><u>6.</u> 船積の事実及び内容を確認できる書類</p>	<p>B/L、インボイス等船積書類の写し</p>
<p><u>6.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 輸出契約上の債権保全に係る輸出者の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を</p>	<p><u>7.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 輸出契約上の債権保全に係る輸出者の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を</p>

	<p>依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 輸出契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び(もしあれば)届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>		<p>依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 輸出契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び(もしあれば)届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>
7. 過去の取引状況を確認できる書類	<p>保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表</p>	8. 過去の取引状況を確認できる書類	<p>保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表</p>
8. 保険証券	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>	9. 保険証券	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>
9. 手形の写し	<p>手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)</p>	10. 手形の写し	<p>手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)</p>
10. 保証状の写し	<p>ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合</p>	11. 保証状の写し	<p>ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合</p>
11. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	<p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合</p>	12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	<p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合</p>
12. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	<p>主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫保管料、転売のための再加工費用(梱包・運送費・保険料を含む))</p>	13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	<p>主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫保管料、転売のための再加工費用(梱包・運送費・保険料を含む))</p>
13. 他の保険の請求状況を確認できる書類	<p>同一の輸出契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なたん補範囲となる保険が重複して契約されて</p>	14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	<p>同一の輸出契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なたん補範囲となる保険が重複して契約されて</p>

	いる場合は、その契約内容を確認できる書類 (ただし、海上保険については対象外)		いる場合は、その契約内容を確認できる書類 (ただし、海上保険については対象外)	
注 (略)		注 (略)		